396

質問第三九六号平成二十四年八月三十日提出

株式会社立の通信制高等学校に関する質問主意書

提出者

大

谷

啓

株式会社立の通信制高等学校に関する質問主意書

朝日新聞 (8月19日) の記事によれば、 「構造改革特区法に基づく株式会社立の通信制高校の7割が、

同法の禁ずる特区外での教育活動をしているとして、文部科学省は規制に乗り出す方針を固めた」という。

1 記事によれば、 「構造改革特区法違反の教育活動」を文部科学省が把握しているとのことだが、具体的

に、どのような活動を把握しているか。

2 記事によれば、 (特区外にある) サポート校で単位認定のための試験を受けさせること」が構造改革

特区法に違反するということのようだが、これに関して、以下質問する。

 $\widehat{\underline{1}}$ 「特区外で、 生徒に試験を受けさせること」は構造改革特区法に違反するか。 構造改革特区法第

2条及び別表で「学校設置会社による学校設置事業」を特例措置の対象とし、 第12条で具体的な

措置を定めているが、具体的にどの規定に違反するのか。

2 験実施は特区法違反にあたる」と判断したというが、 記事によれば、文科省は 「試験は学習指導要領で教育活動と位置づけられる。サポート校での試

1 これは事実か。 (もし記事が不正確な場合は、 正確な判断内容を示していただきたい。)

- 2 学習指導要領で「試験が教育活動と位置づけられている」というのは事実か。
- 3 株式会社立の通信制高校で、 「教科の添削指導」に関しては、 生徒は、 自宅あるいはサポート校な

特区外を含む学校外において、メディアなどを利用した通信方式で指導を受けることは認めら

どの、

れている。 「試験」については、生徒が、自宅やサポート校において受験することが法令上認められ

ないとすれば、区別する法令上の根拠は何か。

4 おいて試験を受けることは法令上禁じられているか。 構造改革特区法の適用を受けない、学校法人立の通信制高校の場合、 もしこれが認められており、 生徒が、 自宅やサポート校に 株式会社立の通信

制高校においては認められないとすれば、 その法令上の根拠は何 か。

記事によれば、 「文科省は規制に乗り出す方針を固めた」とのことだが、 今後、 具体的にどのような措

置を予定ないし検討しているのか。

3

右質問する。